



にし やま
西 山 み え

けん と
県都クラブ

教育と福祉の立場から 貧困への支援を

問 家族構成の中で母子家庭は4.1%、父子家庭は0.6%にすぎないが、大人が1人で子どもを養育している家庭の貧困率は高く、母子家庭のうち3世帯に2世帯、父子家庭のうち5世帯に1世帯が貧困であるとの統計データもある。

貧困について、教育と福祉のそれぞれの立場から、どのように捉え、どのように支援していくのか。

答 貧困な家庭への支援は、教育の責務であると考えている。

津市においても、経済的理由により児童・生徒が不利益を受けないよう、学校給食費、新入学時の学用品費、修学旅行費等の就学援助を行っている。

また、福祉の立場からは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、家計相談支援事業など、生活や就労に関する支援を行っている。

また、一人親世帯への支援として、児童扶養手当の給付をはじめ、就労への支援や子どもに対する学習支援などを行っている。

●その他の質疑・質問●

- 議案から大谷踏切の補正予算と進捗状況について
- 津市都市マスタープランに地域の声の反映を
- 続日本100名城の取り組みで観光案内所の設置を
- 津市応急クリニックの現状でのトラブル回避対策は
- げいのうわんぱーくが盛況である中でスタッフの区別を



▲観光案内所が望まれる津市中心市街地



おか むら たけし
岡 村 武

し せい かい
至 誠 会

公契約条例の制定に向けた取組状況は

問 ワーキングプアと呼ばれる弱い立場の方がいて、一生懸命仕事をして、その収入では生活できないというのは、やはり、問題であると考えている。

この問題をカバーし、正しいシステムを作り上げるのが、公契約条例だが、3年前から訴えているこの条例の制定について、2年前の6月議会では、時間的な猶予がほしい旨の答弁があったが、どうなっているのか。

答 2年前の6月議会での答弁後、公契約条例の制定は、労働者の適正な賃金や労働条件等を確保するための有効な手段であるとの認識のもと、条例制定に向け、鋭意、取り組んできた。

これまでの検討結果や、労働者団体、事業者団体等からの意見も踏まえ、津市においては、公共事業を通じて、労働者の労働環境の確保を図り、かつ、発注者、受注者の事務的な負担にも考慮し、また、労働基準監督署への申告や指名停止措置の加重などの規定を盛り込んだ条例を制定したいと考えている。

今後、直接的な利害関係者だけでなく、広く市民の意見等を求めるためパブリックコメントを実施し、それらの意見等を踏まえ、今年の12月の条例制定を目指していく。

●その他の質疑・質問●

- 災害時における窃盗防止対策について
- 教育から
 - いわゆる体育座りのまま、会釈するだけで、礼といえるのか
 - 校歌の歌詞に、実際に見えない景色がうたわれているのは、いかがなものか
 - 教育長候補者の抱負陳述について



▲地域に密着した消防団による災害時の窃盗防止対策を